2026年10月30日

各　位

会　社　名　株式会社日本Ｍ＆Ａセンターホールディングス
代表者役職名　代表取締役社長　三宅　卓
（コード番号：２１２７　東証プライム）
問い合わせ先　取締役副社長　楢木　孝麿
Ｔ　Ｅ　Ｌ　０３－５２２０－５４５１

第三者委員会の調査報告書受領及び今後の対応に関するお知らせ

当社は、2026年10月8日付「分配可能額を超えた過年度の中間配当金に関する第三者委員会設置のお知らせ」にて公表いたしましたとおり、2024年12月及び2025年12月に実施した中間配当が会社法及び会社計算規則により算定される分配可能額を超過していたことに関し、第三者委員会を設置し、第三者委員会において調査を進めてまいりましたが、本日、第三者委員会より調査報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をおかけしておりますことを、改めまして深くお詫び申し上げます。

記

１．第三者委員会の調査結果の概要

調査結果の詳細につきましては、添付の調査報告書をご覧ください。

（１）認定された事実

2024年12月5日及び2025年12月5日を効力発生日とする中間配当（以下、総称して「本件中間配当」といいます。）は、いずれも、会社法第461条第1項に基づき、その効力を生ずる日における分配可能額を超過しておりました。超過額は以下のとおりです。

・2024年12月5日効力発生の中間配当（総額4,441,152,338円）　超過額　71,728,211円
・2025年12月5日効力発生の中間配当（総額4,442,535,118円）　超過額　833,238,407円

なお、第三者委員会は、各年の9月30日を臨時決算日として臨時計算書類を作成し、必要な監査及び承認を経ていれば、本件中間配当はいずれも分配可能額の範囲内（2024年12月は約81億円、2025年12月は約62億円の余裕をもって）で実施できたと試算しております。

（２）発生原因

第三者委員会は、本件の発生原因として、以下の４点を指摘しております。

・分配可能額を検証する体制が存在せず、職務権限表に定める起案・審査の手続も運用されていなかったため、分配可能額の確認を誰が行うかが定まらず、実際には誰も確認を行っていなかったこと。また、外部の弁護士や会計監査人等に適法性を相談したこともなかったこと
・配当に関わる役職員の多くが、分配可能額規制、特に中間配当の財源は前事業年度末の分配可能額に限られ、期中の利益を算入するには臨時計算書類の作成・承認が必要であることについて、十分な知識を有していなかったこと
・中間配当を独立の議案とせず、決算短信の承認をもって決定しており、取締役会資料に当社単体の貸借対照表上の数値が示されていなかったこと

・監査等委員会及び内部監査において、中間配当の財源や手続が具体的な監査項目とされず、検証が行われなかったこと

（3）取締役等の責任

第三者委員会は、取締役等の責任について、以下のとおり判断しております。

・刑事責任：本件中間配当の決定を行った取締役会において賛成した取締役が、分配可能額を超過していることを認識しつつ配当を実施した事実は認められず、会社法第 963 条第５項第２号の罪の故意は認められないことから、刑事責任を負うものではない。
・民事責任：本件中間配当の決定を行った取締役会において賛成した取締役は、分配可能額を超えているか否かの確認を怠ったと言わざるを得ず、「その職務を行うについて注意を怠らなかった」場合に該当するとまでは言えないことから、会社法第462条に基づく民事責任がないと断ずることはできない。
・責任追及の要否：①超過を認識しつつ実施し会社の財産を減少させたわけではなく、行為の悪質性は高いとは言えないこと、②臨時計算書類を作成し必要な手続を実施していれば分配可能額の範囲内で実施できており、債権者その他の利害関係者への実質的な影響は限定的であるとの評価が可能であること、③当社が再発防止策に積極的に取り組む姿勢を見せていること、④現任の取締役が報酬の自主返納を申し出ていることを総合的に考慮すれば、当社が民事責任を追及すべき必要性を認めないと判断することも、不合理とまではいえない。
・なお、責任追及の判断主体である監査等委員会の委員長及び常勤監査等委員も本件中間配当の決議時の在任者であることから、当社は、責任追及の要否の判断の過程と理由を、株主の皆様に対して丁寧に説明することが望まれる。

（4）再発防止策の提言

第三者委員会は、再発防止策として、以下の４点を提言しております。

・剰余金の配当を取締役会の独立の議案とし、取締役会資料に当社単体の分配可能額とその算定過程を記載し、決定すべき事項を十分に審議し決議すること
・分配可能額を算定するフローを明確にし、算定資料については作成者と確認者を分けたうえで担当を業務分掌に明記し、職務権限表に定める起案・審査の手順を実際に運用すること
・取締役会の決議前に、監査等委員会において分配可能額規制への違反の有無を確認するフローを構築し、運用すること
・取締役及び配当に関わる役職員に対する研修を実施するとともに、配当額の決定にあたっては、必要に応じて外部専門家の助言を求めること

２．当社の対応

（1）再発防止策

当社は、第三者委員会の提言を真摯に受け止め、以下の再発防止策を策定し、実施しております。

・剰余金の配当を取締役会の独立した議案とし、当社単体の分配可能額とその算定過程を記載した資料を添付したうえで審議・決議することといたしました（本日開催の取締役会における 2027 年３月期中間配当の決議から適用しております）。
・分配可能額の算定・確認の手順をチェックリストに追加し、作成者と確認者を分けるとともに、職務権限表に定める起案・審査の手続を運用しております。
・取締役会の決議に先立ち、監査等委員会において分配可能額規制への違反の有無を確認することとしております。
・定期的に取締役会及び配当に関わる役職員に対しての研修を実施してまいります。
・剰余金の配当等の決定にあたっては、必要に応じて外部専門家の確認を受けることとしております。

（２）役員報酬の自主返納

本件に関し、代表取締役社長及び取締役副社長を含む現任の取締役から、職責に応じて月額報酬の 10%から 30%を１か月から３か月にわたり自主返納する旨の申出があり、2026 年 10 月 21 日開催の取締役会において、これを受理いたしました。

（３）取締役等の責任追及について

監査等委員会は、本日開催の監査等委員会において、第三者委員会の判断を踏まえ、上記１．（３）取締役等の責任、責任追及の要否の①から④までの事情を総合的に考慮した結果、取締役の責任を追及する訴えを提起しないことといたしました。

（４）本件中間配当金の取扱い

本件中間配当により株主の皆様にお支払いした配当金につきましては、株主の皆様に返還を求めないことといたしました。株主の皆様におかれましては、本件に関するお手続き等は一切必要ございません。

３．業績への影響

本件が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

４．2027 年３月期中間配当について

2027 年３月期の中間配当（１株当たり 14 円、総額 4,493,187,062 円）につきましては、効力発生日における分配可能額の範囲内であることを確認のうえ、本日開催の取締役会において、決算短信の承認とは別の独立した議案として決議いたしました。

当社は、本件を厳粛に受け止め、再発防止策を着実に実行し、株主の皆様をはじめとする関係者の皆様の信頼回復に努めてまいります。

以　上

（添付資料）調査報告書

株式会社日本M&Aセンターホールディングス　御中

調　査　報　告　書

令和８年１０月３０日

第三者委員会

委員長　　湊　　信　明

委　員　　野　坂　真理子

委　員　　野　村　奈津子

委　員　　中　飯　裕　大

委　員　　小笠原　　直

第１　調査の概要

１　調査に至る経緯

株式会社日本 M&A センターホールディングス（以下、「日本 M&A センターHD」という。）は、2025 年 3 月期及び 2026 年 3 月期の中間配当について、以下のとおり各取締役会にて剰余金の配当を決議し、配当を行った（なお、以下、2025 年 3 月期の中間配当を「本件配当１」、2026 年 3 月期の中間配当を「本件配当２」といい、併せて「本件各配当」という。）。

	2025 年 3 月期 中間配当 （本件配当１）	2026 年 3 月期 中間配当 （本件配当２）
取締役会決議日	2024 年 10 月 30 日	2025 年 10 月 30 日
基準日	2024 年 9 月 30日	2025 年 9 月 30日
効力発生日	2024 年 12 月 5日	2025 年 12 月 5日
1 株当たり配当額	14円	14円
配当金の総額	4,441,152,338円	4,442,535,118円

その後、2026 年 9 月 30 日、会計監査人である有限責任監査法人トーマツから指摘を受けたことを契機として、本件各配当が会社法及び会社計算規則に基づく分配可能額を超過する違法配当であったことが判明した。

これを受け、日本 M&A センターHD は、同年 10 月 7 日、本件各配当にかかる事実関係の調査、発生原因の究明、取締役等の責任の有無、再発防止策の提言を行うことを目的として、同社と利害関係のない中立的な第三者である外部専門家で構成された第三者委員会（以下、「当委員会」という。）を設置し、調査を行うことを決定した。

２　委員会の構成

当委員会の構成は、以下のとおりである。

委員長　湊　信明　　（弁護士　湊総合法律事務所）
委　員　野坂　真理子（弁護士　湊総合法律事務所）

委　員　野村　奈津子（弁護士　湊総合法律事務所）
委　員　中飯　裕大　（弁護士　湊総合法律事務所）
委　員　小笠原　直　（公認会計士　監査法人アヴァンティア）

なお、当委員会の委員長及び委員は、いずれも日本M&Aセンター HDとの利害関係を有していない。

3　調査の目的

当委員会が委託を受けた調査（以下、「本調査」という。）の目的は、次のとおりである。

（１）本件に関する事実関係の調査
（２）本件の発生原因の究明
（３）本件にかかる取締役等の責任の有無の検討
（４）再発防止策の提言
（５）その他、第三者委員会が必要と認めた事項

4　調査の期間

本調査は、2026年10月8日から同年10月28日まで実施した。

5　調査方法

本調査において、当委員会は、取締役会議事録、監査等委員会議事録、取締役会規程等の社内規程、2021年3月期以降の日本M&Aセンター HD単独の計算書類その他本件各配当の関係資料を精査したほか、本件各配当のいずれかにかかる取締役会決議を行った取締役及び監査等委員（ただし、既に逝去した元取締役１名を除く。）１４名並びに本件各配当にかかる業務を行う財務経理部を中心とする職員４名の合計１８名にヒアリングを実施した。

また、日本M&Aセンター HDの会計監査人である有限責任監査法人トーマツ（以下、「トーマツ」という。）の筆頭業務執行社員に対し、事実関係を文書で照会した。

第２ 前提事実

１　会社の概要

日本 M&A センターHD は、東京証券取引所プライム市場に上場する純粋持株会社である。事業年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までである。

日本 M&A センターHD は、2021 年 10 月 1 日、無対価の吸収分割により事業を子会社の株式会社日本M＆Aセンター（以下「M&A センター」という。）に承継させ、持株会社体制に移行した。この分割により、日本 M&A センターHD 単体の繰越利益剰余金は約 132 億円減少した。

持株会社体制への移行後、日本 M&A センターHD 単体の収益の大半は、子会社からの受取配当金及び経営指導料である。

日本 M&A センターHD は監査等委員会設置会社であり、会計監査人はトーマツで、継続監査期間は 22 年である。同社の定款 41 条 1 項では、会社法 459 条 1 項各号の事項を取締役会の決議で定めることができると定めており、同条 2 項は配当の基準日を 3 月 31 日及び 9 月 30 日としている。実務上、中間配当は取締役会、期末配当は定時株主総会で決定していた。

２ 機関設計と役員の構成

(1) 取締役会

本件配当 1（決議日：2024 年 10 月 30 日）と本件配当 2（決議日：2025 年 10 月 30 日）にかかる取締役会決議当時、監査等委員を含む取締役らは 13 名であり、いずれの取締役会も取締役ら全員が出席していた。各決議時の構成は次のとおりである。

取締役	本件配当 1	本件配当 2	資格・担当
三宅卓氏	代表取締役社長	代表取締役社長	―
D 氏	専務取締役（管理本部管掌、CFO）	取締役副社長（コーポレート本部管掌、CFO）	財務経理を管掌

取締役	本件配当１	本件配当２	資格・担当
E 氏	専務取締役	専務取締役	―
F 氏	常務取締役 （戦略本部長）	専務取締役	子会社（株式会社日本Ｍ＆Ａセンター）の代表取締役社長
G 氏	取締役 （人事本部長、CHRO）	取締役 （コーポレート本部長、CHRO）	―
H 氏	社外取締役	社外取締役	―
I 氏	社外取締役	社外取締役	―
J 氏	社外取締役	社外取締役	弁護士
K 氏	社外取締役	社外取締役	―
L 氏	社外取締役	(2025 年 6 月退任)	―
M 氏	(2025 年 6 月就任)	社外取締役	―
N 氏	社外取締役・ 監査等委員（委員長）	社外取締役・ 常勤監査等委員 （委員長）	―
O 氏	社外取締役・ 監査等委員	社外取締役・ 監査等委員	弁護士
P 氏	取締役・ 常勤監査等委員	(2025 年 1 月退任)	―
Q 氏	(2025 年 6 月就任)	社外取締役・ 監査等委員	公認会計士

取締役会の事務局は財務経理部とされ、財務経理部長（A 氏）が担っていた。

(2) 経営会議

経営会議は、取締役会の下に置かれ、常勤取締役、チーフ・コンプライアンス・オフィサー及び代表取締役社長が指名する役職員で構成される。職務権限表に定める取締役会付議事項を審議するほか、経営

上の重要事項を決定する。

年間配当の方針は経営会議で協議され、その後、取締役会で決定されていた。

(3) 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員3名で構成されていた。監査等委員会の監査計画は、監査の範囲として「取締役会の決議内容の妥当性・適正性」「取締役の法令・定款遵守」を掲げ、監査等委員会監査等基準は、取締役会の意思決定の内容が法令・定款に違反していないことを検証すると定めている（22条、23条2項3号、24条2項)。しかし、ヒアリングを実施した監査等委員はいずれも、中間配当の財源を具体的な監査の対象とは意識しておらず、手続きの実施に至らなかった。

3 財務経理部の体制と配当に関する規程並びに内部監査室の関与

(1) 財務経理部の体制

日本M&AセンターHDにおいて配当に関わる部署は財務経理部であるが、日本M&AセンターHDには専属の職員がおらず、グループの中核子会社である日本M&Aセンターの財務経理部員が日本M&AセンターHDに兼務出向し、日本M&AセンターHDの配当、決算及び取締役会事務局の業務を担っている。

主に配当手続に関わるのは、財務経理部長（A氏)、財務課長（B氏）及び経理課長（C氏）の3名である。財務経理部は、CFOであるD氏（以下、「CFO」という。）が管掌しており、CFOと財務経理部の間には本部長が置かれていたものの、財務経理の実務について関わることはほとんどなかった。

(2) 配当に関する規程と運用の実態

取締役会規程10条は、職務権限表で取締役会の承認事項とされた事項を取締役会の決議事項とし、職務権限規程は、起案を「文書などにより上位職位の決裁を求めること」と定義するとともに（2条9号)、稟議すべき事項と申請時の必要資料を別表の職務権限表で定めている(6条)。

また、職務権限表では、中間配当を、本部長（本件配当2決定当時はコーポレート本部長）が起案し、代表取締役と経営会議が審査し、取締

役会が承認する事項と定め、申請時の必要資料（「【参考】」）として稟議書が挙げられていた。

しかし、実務上、本件配当 1 及び 2 について稟議書は作成されておらず、期末配当を含む配当に関し稟議書を作成する慣行はなかった。また、本部長は配当の起案に関与しておらず、配当方針と資料の作成は CFO が実質的に主導していたほか、代表取締役である三宅氏は本件各配当についての稟議書を閲覧したことがなく、CFO と直接協議して配当方針を決めていた。

(3) 内部監査部門の関与

日本 M&A センターHD には内部監査部門が置かれていた。内部監査規程は、業務が会社の方針や諸規程に従って正しく行われているかの監査を行う旨定めているが、中間配当の財源や手続が具体的な監査項目として設定され、この点について指摘等が行われた事実は確認できなかった。

4 配当方針と自己株式取得及びそれに対する配当財源の推移

(1) 配当方針と自己株式取得

日本 M&A センターHD は、2022 年 7 月 29 日の取締役会において、配当方針を変更し、配当性向約 40%といった従来の水準から、2023 年 3 月期を開始期として 2027 年 3 月期までの配当性向の目標水準を約 60%に引き上げた。

2024 年 3 月期には、2023 年 4 月 28 日と 2024 年 1 月 30 日の取締役会決議に基づき、上限各 70 億円、計 139 億 9998 万円の自己株式を取得した。この自己株式の取得は分配可能額の範囲内で行われたが、2024 年 2 月の最終受渡しの時点で、日本 M&A センターHD 単体の分配可能額の残りは約 3.1 億円であった。

(2) 日本 M&A センターHD 単体の配当財源の推移

日本 M&A センターHD 単体の配当財源の推移は、以下のとおりである。

決算期	受取配当金	配当金 支払額	自己株式 取得額	期末の 分配可能額
2024 年 3 月期	8,063	7,537	13,999	8,175
2025 年 3 月期	8,497	8,247	0	8,367
2026 年 3 月期	12,640	9,200	0	11,526

（単位：百万円。百万円未満切捨て）

日本 M&A センターHD 単体の収益の大半は、子会社からの受取配当金である。

配当における分配可能額は、最終事業年度末日の剰余金から自己株式の帳簿価額や期末後の配当額などを控除して算定し（会社法 461 条 2 項、446 条）、期中の利益を算入するには、臨時計算書類を作成し、監査等委員会と会計監査人の監査及び取締役会の承認を受ける必要がある（同法 441 条、461 条 2 項 2 号）。

日本 M&A センターHD では、例年 6 月に子会社からの配当を受け取っていたが、当該配当は、その事業年度の中間配当の財源とはならず、年度末の決算を経て初めて翌事業年度の分配可能額に算入される。その結果、各事業年度の中間配当は、前事業年度末の分配可能額から、同じ年の 6 月に実施した期末配当を差し引いた残りの範囲でしか行うことができなかった。他方、連結の純資産は 400 億円台で推移していた。

5 会計監査人の関与

日本 M&A センターHD では会計監査人であるトーマツに対し、各配当が会社法上の分配可能額の範囲内であるかを確認したことはない。会計監査人の報告資料にも、本件各配当にかかる両期を通じて配当や分配可能額に関する記載はない。また、監査手続の内容について文書により照会したが、トーマツから有効な回答を得られなかった。

第 3 違反の事実

1　違反の概要

日本 M&A センターHD が実施した本件配当 1 及び本件配当 2 は、下表のとおりで、いずれも効力発生日の分配可能額を超えており、会社法 461 条 1 項 8 号に違反していた。超過額は、本件各配当の合計で約 9 億円である。

	2025 年 3 月期 中間配当	2026 年 3 月期 中間配当
決議日	2024 年 10 月 30 日 取締役会	2025 年 10 月 30 日 取締役会
基準日	2024 年 9 月 30 日	2025 年 9 月 30 日
効力発生日	2024 年 12 月 5 日	2025 年 12 月 5 日
1 株当たり配当額	14 円 （普通 11 円・特別 3 円）	14 円 （普通 11 円・特別 3 円）
配当金の総額	4,441,152,338 円	4,442,535,118 円
効力発生日時点の分配可能額	4,369,424,127 円	3,609,296,711 円
分配可能額を超過した額	71,728,211 円	833,238,407 円

2　本件各配当に至る経緯

(1) 年間配当の決定方法

日本 M&A センターHD では、事業年度末である 3 月末から 4 月上旬に財務経理部から決算の速報値が上がると、CFO が年間の配当案を作成し、代表取締役に内々に相談して了承を得たうえで経営会議に諮り、4 月 30 日頃の取締役会にて決議を経たうえで決算短信の配当予想として公表する運用を行っていた。そのうえで、年間配当額を概ね中間配当と期末配当に分けてそれぞれの 1 株当たり配当額を決定し、当該配当水準に従った配当手続が実施されていた。

(2) 財務経理部における分配可能額の算定について

財務経理部では、中間配当・期末配当のいずれについても、分配可

能額を算定・確認した事実はなく、分配可能額を確認するためのチェックシートや計算資料も存在しなかった。

なお、2023 年頃から、財務経理部の職員の自らの判断により、子会社からの配当受領額を決定するための資金計画ファイルが作成されていたが、このファイルは、日本 M&A センターHD の期末配当・中間配当と借入金の返済に必要な資金を、子会社からの配当でどう賄うかを計算するものであり、法的な配当財源の検討を実施するものではなかった。また、財務経理部において、予定されている配当額が分配可能額の範囲内であるかについて話題としたことはなかった。

(3) 取締役会での決議

配当を実施するにあたっては、会社法及び会社計算規則の定める事項について取締役会決議を経る必要があるが、2024 年、2025 年共に、中間配当は独立の議案とされず、10 月 30 日の取締役会で第 2 四半期の決算短信を承認することをもって決定されていた[1]。また、取締役会での配布資料には日本 M&A センターHD 単体の貸借対照表上の数値は含まれていなかった。

決算短信の議案は「(D 専務)」(本件配当 2 では「(D 副社長)」) と付され、議長の指名により CFO が説明した。CFO は、決算短信における財政状態、配当の状況及び業績予想等を読み上げて承認を得ており、出席した取締役は、決算短信の承認に中間配当の決定が含まれるとの認識を有していた。

取締役会において、配当の財源や分配可能額について指摘や議論がなされたことはなく、配当にかかる議論は、配当額をどこまで増やすかという株主還元の水準に関する議論が中心であった。

(4) 分配可能額規制の検証体制に対する認識

---

[1] 本件各配当は、決算短信の承認をもって決定されたが、決算短信には 1 株当たりの配当額と支払開始予定日が記載され、基準日は定款で定められ、配当総額は基準日の株式数により一義的に定まる。また、CFO が決算短信の配当の状況を含めて説明したうえで承認がされており、ヒアリングを実施した取締役の多くも、配当を決定するものとして承認したとの認識を述べている。これらのことから、会社法 459 条 1 項・454 条 1 項に基づく剰余金の配当に関する事項の決定がされたものと認定する。

日本 M&A センターHD では、配当における分配可能額の確認を誰が担うかは具体的に定められておらず、以下のとおり、配当業務に関わる複数の役職員は、他の者が検証・確認していると考えていた。

まず、CFO は、財務経理部の職員が確認していると考えていたが、CFO が当該職員に対して本件各配当における分配可能額の計算を指示したことも、分配可能額の範囲内であることの報告を受領したこともなかった。財務経理部の職員の一人は、期初に取締役会にて中間配当及び期末配当の（予定）金額が決定される際に、既に配当財源が適法の範囲内であることが確認されていると認識していた。財務経理部長は、原則として同部署の業務範囲内であるとの認識を有している旨述べているが、本件各配当当時、中間配当における分配可能額規制の正確な知識を有していなかったこと等から、分配可能額の計算等の具体的な検証は実施しなかった。

さらに、CFO 以外の常勤取締役、社外取締役及び監査等委員の多くは、CFO、財務経理部、会計監査人等のいずれかが確認していると認識していた。

3　本件各配当業務に関与した役職員の分配可能額規制に対する認識

(1)　本件各配当について、その決議または業務に関与した役職員による分配可能額規制に対する当時の認識は、当事者へのヒアリング結果によると次のとおりである。分配可能額を超えることを認識しながら配当を行った者はいなかった。

なお、本件に関係する分配可能額規制の要点は、①剰余金の配当には法令上の財源の上限があること、②その算定において自己株式の帳簿価額が控除されること、③期中の利益を算入するには臨時計算書類の作成及び承認が必要であることの 3 点である。また、本件配当 1 決議時点の取締役 13 名のうち、弁護士の資格を有する者は 2 名、公認会計士の資格を有する者は 0 名、本件配当 2 決議時点の取締役 13 名のうち、弁護士の資格を有する者は 2 名、公認会計士の資格を有する者は 1 名であった。

(2) 業務執行取締役

CFO は、配当に法令上の財源の上限があることも、その算定において自己株式の帳簿価額が控除されることも認識していたが、期中の利益を算入するには臨時計算書類の作成が必要であることについては、認識していなかったと述べている。その他の業務執行取締役の多くは、代表取締役を含め、配当には何らかの上限があるという一般的な認識を有するにとどまり、自己株式の帳簿価格の控除や期中の利益算入のための要件を正確に認識していなかった。

(3) 社外取締役及び監査等委員

社外取締役及び監査等委員には、弁護士及び公認会計士が含まれているところ、これらの者は、その具体的内容に関する理解の程度に差はあるものの、配当の財源規制があることは認識していたが、分配可能額の確認は社内のしかるべき機関・部署で行われているものと考えていた。その他の社外取締役及び監査等委員については、うち複数名は財源規制の存在自体は認識していたが、自己株式の帳簿価額の控除等の具体的な内容までは十分に理解していなかった。

(4) 財務経理部

財務経理部長（A 氏）は、配当に法令上の財源の上限があることも、その算定において自己株式の帳簿価額が控除されることも認識していたが、臨時計算書類の要件は認識していなかった。財務課長（B 氏）と経理課長（C 氏）は、配当は剰余金の範囲内で行うものという程度の認識にとどまり、自己株式の帳簿価格の控除や臨時計算書類の要件は認識していなかった。

(5) 連結の数値を前提とした認識

CFO と財務経理部長は、連結の純資産が潤沢であったことから、配当の財源に問題が生じるとは考えていなかった。CFO のほかにも、複数名の取締役が、連結数値を前提に考えており、日本 M&A センターHD 単体が財源であることには思いが及ばなかったと述べている。

4　臨時計算書類を作成した場合の試算

各年の 9 月 30 日を臨時決算日として臨時計算書類を作成し、必要

な監査と承認を経ていれば、いずれの中間配当も下表のとおり分配可能額の範囲内で実施できた。子会社からの 6 月の受取配当は上期の単体純利益に含まれ、臨時決算によって分配可能額に算入できたためである。

	効力発生日の分配可能額	9 月末までの単体純利益	臨時決算後の分配可能額	配当総額
本件配当 1	43.7 億円	82.0 億円	125.7 億円	44.4 億円
本件配当 2	36.1 億円	70.4 億円	106.4 億円	44.4 億円

（注）金額は、1,000 万円未満を四捨五入した概数である。そのため、「効力発生日の分配可能額」と「9 月末までの単体純利益」の合計は、「臨時決算後の分配可能額」と一致しない場合がある。

第 4 原因分析

1 分配可能額規制違反の検証体制の不存在

本件各配当の額は、上記「第 3・2 本件各配当に至る経緯」のとおりの過程で決定された。当該過程において、会社が本件各配当にかかる分配可能額について具体的に計算・確認した事実及び討議した事実は認められなかった。

CFO によれば、配当金額の確定に関与している部署は財務経理部であるところ、CFO は本件各配当の分配可能額について、財務経理部にその確認を指示したことも、財務経理部からその報告を受けたこともなかった旨述べている。また、そもそも剰余金の配当や自己株式取得の際に財源規制をチェックするフローや仕組みは存在しなかった。さらに、配当に関して、外部の弁護士や会計監査人等に適法性を相談したこともないということである。

なお、会社においては、本件各配当決定当時、中間配当の業務プロセスに関する規定として、職務権限規程（別表「職務権限表」を含む）（以下、「本規程」という。）が存在した。本規程は、中間配当について、本部長が起案（所管業務に関し、文書などにより上位職位の決裁

を求めること）し、代表取締役及び経営会議が審査し、取締役会が承認する事項であると規定している。しかし、当該規定は、分配可能額規制違反の具体的な検証手続を定めるものとは言えない。さらに言えば、本件では、本規程が定める上記業務プロセスも履践されていなかった。

すなわち、本規程上起案者とされる本部長による起案及びこれに対する審査は行われておらず、実際には、本部長が統括する管理本部（本件配当 2 決定当時はコーポレート本部）の管掌役員である CFO の指示等のもと、主に財務経理部において経営会議や取締役会に提出する配当に関する資料作成が行われていた。

以上のように、そもそも分配可能額規制違反の検証体制が存在せず、職務権限表の業務プロセスも規程どおりに運用されていなかったため、分配可能額の確認が誰の業務であるかが手順として定められず、実際には誰も確認を行っていなかったことが、本件各配当の原因の一つであると考えられる。

2　分配可能額規制に関する役職員の知識不足

本件各配当において、CFO と財務経理部長は、分配可能額規制の存在自体及び分配可能額の計算において自己株式の帳簿価額を控除する必要があることは知っていたが、中間配当の時点では前期末の剰余金しか使えず、期中の利益を使うには臨時計算書類の作成・承認手続が必要であることについての知識を有していなかった。

財務経理部に所属する財務課長及び経理課長は、配当額が剰余金を超えてはならないという限度での認識はあったが、それを超える分配可能額規制の具体的内容に関する知識は有していなかった。

さらに、CFO 以外の取締役の多くも、分配可能額規制についての十分な知識を有していなかった。特に期中の利益を使うためには臨時計算書類の作成・承認手続が必要である点については当時のほとんどの取締役がその知識を有していなかった。

このように、会社の役職員の多くが、分配可能額規制に関する十分な知識を有していなかったために、分配可能額規制の検証の有無とい

う問題点に思い至らなかったことが、本件各配当の原因の一つであると考えられる。

3 本件各配当を決定した取締役会において、会社単体の貸借対照表上の数値が示されなかったこと

取締役会は、本件各配当を決定するに際し、配当を独立の議案とせず、決算短信の承認という形で決定しており、当該取締役会に提出された資料には日本M&Aセンター HD単体の貸借対照表上の数値が示されなかった。

もし配当が独立の議案とされ、当該資料に日本M&Aセンター HD単体の貸借対照表上の数値が記載されていた場合には、取締役会に参加した役職員において分配可能額規制の問題を認識する契機となった可能性があり、この点も本件各配当において分配可能額規制違反の点が見過ごされた一つの要因であると考えられる。

4 監査等委員会及び内部監査による検証が行われなかったこと

監査等委員会の監査計画（2024年度及び2025年度）は、取締役会の決議内容の妥当性・適正性や取締役の法令・定款遵守を監査の範囲に掲げ、監査等委員会監査等基準も、取締役会の意思決定に関して、取締役の善管注意義務及び忠実義務等の法的義務の履行状況を、意思決定内容が法令に違反していないかの観点から監視し検証することを定めていたが、2024年度及び2025年度の監査等委員会において、中間配当の財源や手続が具体的な監査項目として設定され、この点について指摘や協議が行われた事実は確認できなかった。同時期の内部監査においても、中間配当の財源や手続が具体的な監査項目として設定されることはなく、よって当該項目について検証等が行われた事実は確認できなかった。

仮に、取締役会に上程される前に、監査等委員会または内部監査室により、予定されている配当が分配可能額の範囲内であるかの検証がなされていれば、本件各配当が分配可能額を超過していることが判明していたはずである。

よって、本来、監査の対象とされるべき中間配当の財源にかかる検証がなされていなかったことも、本件各配当が違法配当となった一因である。

第５ 関係者の責任

１ 刑事責任

会社法第 963 条第 5 項第 2 号は、「法令又は定款の規定に違反して、剰余金の配当をしたとき」について、刑事責任を定めている。 この罪は故意犯であるところ、本調査によれば、本件配当 1 について賛成した 13 名の取締役[2]、及び本件配当 2 について賛成した 13 名の取締役（以下、総称して「本件各取締役」という。）が、本件各配当が分配可能額を超過していることを認識しつつ、本件配当を実施したという事実は認められず、同罪の故意は認められないから、本件各取締役は刑事責任を負うものではない。

２ 民事責任

(1) 剰余金の配当に関する責任の内容

分配可能額を超えた剰余金の配当が行われた場合、剰余金の配当による金銭等の交付に関する職務を行った取締役、剰余金の配当の決定を行った取締役会において剰余金の配当に賛成した取締役、及び、議案を提案した取締役は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明しない限り、会社に対して、連帯して、配当額に相当する金額を補填する義務を負うものとされている（会社法 461 条 1 項 8 号、462

[2] 2024 年 10 月 30 日の取締役会の議事録には、決議事項「(1) 2025 年 3 月期第 2 四半期決算短信(D 専務)」について、議長の指名により CFO が本件説明した旨の記載があるのみで、決議の結果は記載されていない。もっとも、取締役会の事務局業務もしていた財務経理部長は、当該決議事項について実際に採決がなされた旨述べており、CFO を含む複数の出席取締役も、決算短信が異議なく承認された旨述べている。これらによれば、当該決議事項について決議がされ、出席取締役 13 名がいずれも賛成したものと認められる。なお、同議事録には出席取締役 13 名全員が異議をとどめずに記名押印しており、この点からも、各出席取締役は当該決議に賛成したものと推定される。

条 1 項柱書、同項 6 号ロ、同条 2 項、会社法施行規則 116 条 15 号、会社計算規則 159 条 8 号、161 条)。

そのため、本件各配当の決定を行った取締役会において賛成した本件各取締役は、「その職務を行うについて注意を怠らなかった」といえない限り、連帯して、会社に責任を負うこととなる。

(2) 取締役の注意義務違反についての検討

本件各取締役は、いずれも、自らが賛成した本件各配当につき、分配可能額を超えているか否かの確認を怠ったと言わざるを得ず、会社法上の責任がないと断ずることはできない。

たしかに、会社の事業規模を考えれば、あらゆる業務の適法性について各取締役が取締役会の場でチェックして討議することは事実上不可能であり、一概にそれをしなかったからといって注意義務違反が認められるものではない。また、本件各配当の議案（決算短信の承認議案）は、財務経理部を管掌する CFO の指示等のもと準備され説明されたものであり、CFO 以外の取締役が、会社法のルールである分配可能額規制に違反しているとは思わなかったと捉えることも不合理とまではいえない。

しかし、上場企業による分配可能額規制の違反が問題となった事例は、当委員会が知る限り、本件配当 1 の決定時から遡って 7 年間に少なくとも 7 件存在し、その中にはマスコミの報道等で広く取り上げられた事例もある。また、本件配当 1 と本件配当 2 の間にも、上場企業による分配可能額規制の違反が問題となった事例が少なくとも 1 件存在する。このことからすると、本件のような剰余金の配当の分配可能額規制の違反は、想定外の法令違反であったとは評価しづらく、むしろ、純粋持株会社移行後には配当財源が純粋持株親会社の単独決算の剰余金に限られることを十分に自覚すれば、一般に起こり得る違反として注意すべきであったものともいえる。

また、会社には、剰余金の配当の分配可能額超過を防ぐための検証体制（担当者、チェックの手続等を定めた規定、マニュアル等、外部専門家の活用等）自体が存在せず、取締役がこれらの体制を構築する、またはこれらの体制の有無・内容を確認することが困難であった特段の事

情も見当たらない。

なお、本件配当 1 の決定の約 4 か月前に就任した取締役、及び本件配当 2 の決定の約 4 か月前に就任した取締役についても、就任後に配当の決議に加わる以上、分配可能額の確認の有無に注意を払うべき立場にあったことに変わりはない。

以上の事情を考慮すると、本件各取締役が本件各配当を決定又は実施したことについて、「その職務を行うについて注意を怠らなかった」場合に該当するとまでは言えないものと思料する。

したがって、当委員会としては、本件各取締役の本件各配当に関する民事責任がないと断ずることはできないと考える。

(3) 責任追及の要否

仮に本件各取締役に本件各配当に関する上記の民事責任が認められた場合、本件各取締役は、会社に対して、連帯して、本件各配当により交付した金銭等に相当する金額に関する補填義務を負い得る。

しかし、本件各取締役は、本件各配当が分配可能額を超えることを認識しつつ実施し会社の財産を減少させたわけではなく、行為の悪質性は高いとは言えない。

また、仮に会社が、本件各配当の各時点において、臨時計算書類を作成し必要な手続を実施していれば、第 3 の 4 の表のとおり、本件各配当はいずれも分配可能額の範囲内で、本件配当 1 は約 81 億円、本件配当 2 は約 62 億円の余裕をもって実施できていた。その意味で、債権者その他の利害関係者への実質的な影響は限定的であるとの評価が可能である。

さらに、会社は、再発防止策に積極的に取り組む姿勢を見せている。

加えて、本件各配当に関与した現任の取締役は、職責に応じて固定報酬の月額の 10～30%を 1～3 か月返納する旨を申し出ている。そのため、僅かながらも、会社財産の一部の回復が見込まれる。

以上の事情を総合的に考慮すれば、会社が本件各取締役に対して上記の民事責任を追及すべき必要性を認めないと判断することも、当委員会としては、不合理とまではいえないものと考える。

なお、名目上の責任額は 2 回の中間配当の総額約 88.8 億円である

こと、責任追及の判断主体である監査等委員会の委員長及び常勤監査等委員も本件各配当の決議時の在任者であることから、会社は、追及の要否の判断の過程と理由を、株主に対して丁寧に説明することが望まれる。

第６　再発防止策の提言

１　剰余金の配当を独立の議案とし、日本 M&A センターHD 単体の分配可能額を示して決議する

日本 M&A センターHD では、取締役会において、決算短信の承認をもって各配当に関する決議とされていたが、このことにより、各取締役において、配当額を含む配当に関する重要事項について承認するとの具体的な認識が希薄となり、分配可能額の規制に違反していることについて看過した要素となったことが考えられる。また、決算短信の承認時に取締役会で配布された資料には、連結の数値しか記載されておらず、取締役らが分配可能額を判断できる資料ではなかった。

今後は、取締役会資料に日本 M&A センターHD 単体の分配可能額とその算定過程を記載するとともに、決算短信の承認で包含するのではなく、会社法に定める剰余金の配当に関する独立の議案として上程したうえで、決定すべき事項を十分に審議し決議すべきである。

２　分配可能額の算定・確認の手順化及び検証フローの整備

日本 M&A センターHD では、財務経理部において分配可能額を算定する手順、マニュアル等が存在せず、また、配当を実施するまでの過程において、いずれかの部署や機関が分配可能額規制に違反していないかを確認するフローや仕組みが存在しなかった。

今後は、チェックリスト、マニュアル等の作成・活用により、財務経理部で分配可能額を算定するフローを明確化すべきである。さらに、分配可能額の算定資料については、作成者と確認者を分け、担当を業務分掌に明記したうえで、職務権限表に定める起案・審査の手順を実際に運用することが望ましい。

3　監査等委員会による法令遵守の確認

日本M&Aセンター HDでは、監査等委員会による監査計画において取締役会の決議内容の妥当性・適正性、取締役の法令・定款遵守が監査の範囲として掲げられ、監査等委員会監査等基準においても取締役会の意思決定の法令適合性を監視・検証する、とされていたにもかかわらず、配当の財源は具体的な監査項目とされていなかった。

今後は、取締役会において配当に関する決議がなされる前に、監査等委員会において分配可能額規制への違反の有無を確認するフローを構築し、運用することが望ましい。

4　社内研修の実施及び外部専門家の活用

日本M&Aセンター HDにおいては、配当決議及び配当手続に関わる役職員の多くが、会社法における分配可能額規制について正確な知識を有していなかった。

分配可能額を会社法に則って正確に算定するため、取締役、財務経理部の職員その他配当に関わる役職員に対しては、研修を実施することが望ましい。

さらに、日本M&Aセンター HDでは、取締役会に上程する配当額が分配可能額の範囲内であるかについて、弁護士等の外部専門家に対して意見を求めることがなかった。配当手続は、法令遵守が求められる重要性の高い取引であるから、配当額の決定にあたっては、必要に応じて、外部専門家からの助言を求めることも検討すべきである。

以上